

地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令 の一部を改正する政令の概要

内閣府地方創生推進事務局

1 改正の趣旨

令和6年4月19日に公布された「地域再生法の一部を改正する法律」（令和6年法律第17号。以下「改正法」という。）が同年10月1日に施行されることに伴い、地域再生法施行令（平成17年政令第151号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）の一部を改正する政令を定めるもの。

2 内容

（1）地域再生法施行令の一部改正

- 改正法で新設された地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の46において政令で定めることとされている、特定区域内の都市公園に設置する日用品に係る露店、商品置場その他の住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準を定める。
- 具体的には、
 - 施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする
 - 施設の構造は、集会、展示会その他これらに類する催しに用いるものであって、容易に移転し、又は除却することができるもの（建築物に該当するものを除く。）とし、かつ、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする
 - 施設の占用に関する工事は、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずるとともに、公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずることとし、また同時に、工事の時期は、適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすることを技術的基準として定める。

（2）農業委員会等に関する法律施行令の一部改正

- 改正法において、地域再生法第17条の56が第17条の64に改められたことに伴い、同法第17条の56第2項を引用する農業委員会等に関する法律施行令第14条第3号口の規定を改める。

3 公布日・施行日

公布日：令和6年9月6日

施行日：令和6年10月1日